

# 松山市事業再構築促進補助申請等手数料補助金 申請要領

## 【受付期間】

令和4年9月22日（木） ～ 令和5年2月28日（火）

## 【申請場所・時間】

場 所：松山市役所 地域経済課 （松山市二番町4丁目7-2）

時 間：午前8時30分 ～ 午後5時

## 【補助率・補助金額】

補助率：2分の1

補助金額：上限10万円

令和4年9月

松山市 地域経済課

## <目次>

|                 |       |     |
|-----------------|-------|-----|
| 1. 概要           | ..... | P.1 |
| 2. 申請にあたっての注意事項 | ..... | P.1 |
| 3. 補助対象者        | ..... | P.2 |
| 4. 補助対象経費       | ..... | P.3 |
| 5. 補助率等         | ..... | P.3 |
| 6. 申請手続き        | ..... | P.3 |
| 7. 補助金交付決定者の義務  | ..... | P.4 |

## 1. 概要

- 松山市では、国の事業再構築補助金（第6回以降）の申請に必要な事業計画の策定支援を専門家に依頼する際の費用を補助します。  
ホームページや本申請要領等をよくご確認の上、ご申請ください。

## 2. 申請にあたっての注意事項

- 次のような場合に、是非ご利用ください。

- ・ 専門家の策定支援について、費用負担の不安がある
- ・ 行政への申請や事業計画の策定など初めてであり、専門家に教えてほしい
- ・ 費用補助があるなら、それをきっかけに事業再構築に取り組んでみたい

### ■ 補助金申請の流れ

- ① 市ホームページより補助金申請要領、申請様式等をダウンロードしてください。
- ② 申請要件等の内容をご確認の上、補助金交付申請書等を記入するとともに、必要な添付書類と併せて市に提出（郵送もしくは窓口）してください。

### ■ よくあるご質問

Q. 計画策定支援を依頼する専門家は、国の事業再構築補助金における認定経営革新等支援機関でなければ補助申請できませんか？

A. 本制度における専門家は、専門的知識を有し事業者支援を行う者となります。  
具体的には認定経営革新等支援機関のほか中小企業診断士、税理士、公認会計士、行政書士又は弁護士です。  
(ただし、書類作成代行を依頼できるのは行政書士のみとなります。)

Q. 「専門家との契約書類の写し」を提出する必要があるが、どのような書類が対象になりますか？

A. 支援業務の委託契約書など、申請事業者と専門家が双方の合意に基づき、業務を依頼していることが確認できる書類を指しています。様式等は問いません。業務着手前に取り決めるべき支援の内容、契約金額、双方の名称等が記載されたものの写しを添付してください。

Q. 親会社、子会社又は自社の役員等に支援を依頼する場合には、補助対象になりますか？

A. 外部の専門家に依頼する場合を想定しているため、補助対象とはなりません。

Q. 補助金申請前に既に支払を終えている場合、それに関する支援費用は補助対象となりますか？

A. 令和4年度の事業として実施するため、申請受付期間が令和4年度中（第6回以降）の事業再構築補助金の申請に関するものであり、令和4年4月1日以降に支払ったものであれば対象となります。ただし、本補助金の申請ができるのは国への事業再構築補助金の申請完了後になりますのでご注意ください。

Q. 補助対象事業にかかる消費税は、補助対象になりますか？

A. 補助対象とはなりません。

Q.本補助金と国や県の他の補助金を併用することはできますか？

A.補助を受けようとする対象経費について、類似する他の補助金との重複利用は認められません。

Q.専門家と年間コンサルタント契約等を締結している場合には、その費用は補助対象となりますか？

A.今回の補助対象は、国の事業再構築補助金（第6回以降）の申請に必要な計画策定支援業務について専門家に依頼する場合に要する費用となりますので、それにかかる費用が契約や支払等で明確に分けられている場合には、その部分の費用については対象となります。その一方で、明確に分けられていない場合には対象とはなりませんので、ご注意ください。

Q.国の事業再構築補助金に申請したが、不採択の場合は補助金の対象外ですか？

A.国の事業再構築補助金（第6回以降）に申請した場合には、不採択であっても対象となります。

### ■ 参考：国の事業再構築補助金

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための企業の思い切った「事業再構築」（新分野展開、業態転換、事業・業種転換等）を支援する補助金。

・第6回公募補助額 100万円～1.5億円

（補助額は、事業再構築補助金の枠によって異なります。）

・第6回公募期間 令和4年3月28日～6月30日

・第7回公募補助額 100万円～1.5億円

（補助額は、事業再構築補助金の枠によって異なります。）

・第7回公募期間 令和4年7月1日～9月30日

※詳細は以下の経済産業省のホームページ等をご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo\\_saikoutiku/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html)

## 3. 補助対象者

松山市内に係る事業再構築に取り組もうとする、市内に事業所等を有する中小企業者等（個人事業主含む）であって、国の事業再構築補助金に係る第6回公募期間以後に設定される公募期間に同補助金を申請した者です。

**ただし、次の①～⑦のいずれかに該当する者は、補助対象者となることができません。**

① 市税を滞納している者

② 宗教活動又は政治活動に係る事業を行っている者

③ 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っている者

④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項までに定める営業を行っている者

⑤ 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である者又はその役員及び従業員のうちに暴力団員等のある者

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団

- 関係事業者と取引関係のある者  
 ⑦ その他市長が適当でないと認める者

#### 4. 補助対象経費

補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和4年4月1日以後に支出した次に掲げる経費とします。

- 中小企業等事業再構築促進補助金（以下「機構補助金」という。）交付規程第6条第1項の交付申請書並びに交付申請書別紙1及び交付申請書別紙2その他機構補助金の交付の申請に必要な添付書類等の作成に係る専門家への報酬
- 機構補助金の申請に係る専門家への相談料、指導料等
- その他市長が必要と認める経費

この申請要領において「専門家」とは、次に掲げる者とします。

- ① 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条に定める認定経営革新等支援機関
- ② 中小企業診断士、税理士、公認会計士、行政書士又は弁護士
- ③ その他市長が特別に認める者

#### 5. 補助率等

補助率： 補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）

補助金額： 1事業者あたり10万円（累計）を限度とし、1年度あたり2回まで申請可

#### 6. 申請手続き

##### (1) 補助金交付申請の提出

申請は、郵送または「松山市役所 本館8階 地域経済課 窓口」に、法人の場合にあっては代表者、個人の場合にあっては本人が持参してください。（令和5年2月28日必着）ただし、代表者や本人が対応できない場合は、提出書類の内容を説明できる代理の方であれば構いません。

##### (2) 補助金交付申請に必要な書類等

| 提出物                                   | 備考   |
|---------------------------------------|--|
| 補助金交付申請書兼請求書                          | 様式第1号  |
| 国の事業再構築補助金（第6回以降）に係る申請を行ったことが分かるものの写し | 例 1)申請システム上で確認できる申請状況、公募期間、受付番号、申請者のID情報等が確認できるもの<br>例 2)事業再構築補助金事務局から申請時に届く確認メール「申請受付のご連絡」<br>※上記のコピーや画面印刷、スクリーンショット等、内容が確認できるものであれば可 |
| 国の事業再構築補助金の交付申請書別紙1の写し等               | 申請時に提出した事業計画書を含むもの   |

|   |  |
|---|--|
| 専門家と締結した国の事業再構築補助金（第6回以降）の申請等に係る契約書類の写し | 契約書もしくはこれに準ずるもの<br>（両者の合意に基づくことが分かるもの） |
| 専門家への支払が確認できる書類の写し                      | 領収書、振込通知書 など                           |
| 市税を滞納していないことを証する書類                      | 完納証明書（3カ月以内に発行されたもの）※                  |

※完納証明書の発行ができない場合は、別の書類で対応可能な場合もありますので、地域経済課【089-948-6783】までご連絡ください。

## 7. 補助金交付決定者の義務

本補助金の交付決定を受けた者は、以下の内容を遵守してください。

### (1) 補助対象事業の経理・書類の保存

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。

### (2) その他

- ① 補助事業完了後、国の会計検査院や市の監査委員による検査が実施される場合があります。この検査等で指示等を受けた場合は、その指示に従わなければなりません。
- ② 偽りその他不正の行為により補助金の給付を受けたとき又は関連法令等に違反する行為等を行った場合は、補助金の交付決定の取消や補助金の返還を求めることがあります。また、その違反行為が悪質と判断した時は、不正の内容等を公表する場合があります。